

久万高原町見守りネットワークに関する協定書

久万高原町（以下「甲」という。）と中予浄化槽管理協同組合（以下「乙」という。）は、地域で支えあう見守り活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲と乙がそれぞれの立場から連携・協力して見守り活動及び支援活動を行うことにより、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を整備し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（見守り活動の実施等）

第2条 乙は、通常業務の範囲において、住民の日常生活に何らかの異変を察知した場合は、速やかに、甲又は久万高原町地域包括支援センターにその状況を連絡するものとする。この場合において、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要があるときは、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

2 乙は、その組合員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

3 第1項の規定による連絡及び通報に要する経費は、乙の負担とする。

（支援活動の実施等）

第3条 甲は、乙から前条第1項の連絡を受けたときは、遅滞なく、関係機関と連携して必要な対応を行うとともに、その結果を乙に連絡するものとする。

2 甲は、この協定の趣旨に関する広報活動等を行い、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

（連携の強化）

第4条 甲と乙は、前2条に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報交換等を行い、連携の強化に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲と乙は、協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、見守り活動上知り得た情報を外部に漏らし、又は見守り活動以外の目的に利用してはならない。協定が終了した後も同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成26年5月26日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからでも何ら意思表示のないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（実施細目）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成26年5月26日

上浮穴郡久万町久万高原町久万212番地

甲 久万高原町
町 長

高野 宗城

松山市南江戸二丁目4番13号

乙 中予浄化槽管理協同組合

代表理事

原 隆司